



新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

陽性と診断された方と同居している方は、濃厚接触者となりますので、下記の待機期間まで外出を自粛してください。

陽性と診断された方の療養期間・同居している方の待機期間について

陽性で療養する方の発症日と療養解除予定日

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
症状がある方 発症日		発症日を0日目とし、7日間							療養解除	感染予防対策の徹底	
無症状の方 検体採取した日		発症日を0日目とし、7日間							療養解除		
		発症日を0日目とし、5日間				検査キットで陰性	療養解除	感染予防対策の徹底			
あなたの 場合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

同居している方(家族等)の待機期間

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接触日		最終接触日を0日目とし、5日間					待機解除日
あなたの 場合	/	/	/	/	/	/	待機解除日

◆ 待機期間中の注意

- 待機期間中は不要不急の外出や周囲の方との接触は控えてください。
- 濃厚接触者(同居家族等)としての待機中に発熱等の症状がみられた場合は、医療機関を受診するか、症状等に応じて自己検査を行ってください。医療機関を受診する際は、**山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター(055-223-8896)**、甲府市の方は、**甲府市受診・相談センター(055-237-8952)**へご相談を。

◆ 療養期間中の注意

- 原則、外出は自粛してください。
- 症状が軽快してから24時間が経過した場合、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出は可能です。ただし、自主的な感染予防対策を徹底してください。

◆ 療養解除後の注意

- 療養が解除されても、有症状であった方は**10日間**、無症状であった方は、**7日間**が経過するまでは感染リスクがあります。
 - ⇒ 高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けてください。
 - ⇒ マスクを着用することなど、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

◆ 届出対象外及び濃厚接触者の方には**保健所からの療養(待機)解除の連絡はありません。**